

高病原性鳥インフルエンザ（1～3例目）に係る移動制限区域の解除について

- ・観音寺市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ(1～3例目)について、発生養鶏場から半径3kmの区域に設定している移動制限区域を、12月18日(日)午前0時(本日24時)をもって解除します。ただし、当該移動制限区域のうち、三豊市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ(4例目)の搬出制限区域に当たる区域は、移動制限区域から搬出制限区域に移行します。
- ・合わせて、消毒ポイントを9か所から7か所に縮減します。

1 移動制限区域の解除

観音寺市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ(1～3例目)について、2例目・3例目の防疫措置が完了した11月26日(土)から21日が経過することから、国との協議の上、12月18日(日)午前0時(本日24時)をもって、発生養鶏場から半径3kmの区域に設定している移動制限区域を解除します。ただし、当該移動制限区域のうち、4例目の搬出制限区域に当たる区域は、移動制限区域から搬出制限区域に移行します。

2 消毒ポイントの縮減

移動制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを次のとおり見直します。

No.	設置場所	見直し後 (12月18日0時から)
1	JA 香川県 大野原支店	削減
2	JA 香川県 観音寺カントリーエレベーター	継続
3	JA 香川県 西讃畜産振興センター(旧神田出張所)	継続
4	JA 香川県 高瀬支店	継続
5	JA 香川県 豊南カントリーエレベーター	削減
6	JA 香川県 財田支店	継続
7	JA 香川県 西共済事務センター(旧 宝山農協)	継続
8	JA 香川県 仲南支店	継続
9	JA 香川県 多度津支店	継続

3 今後の予定

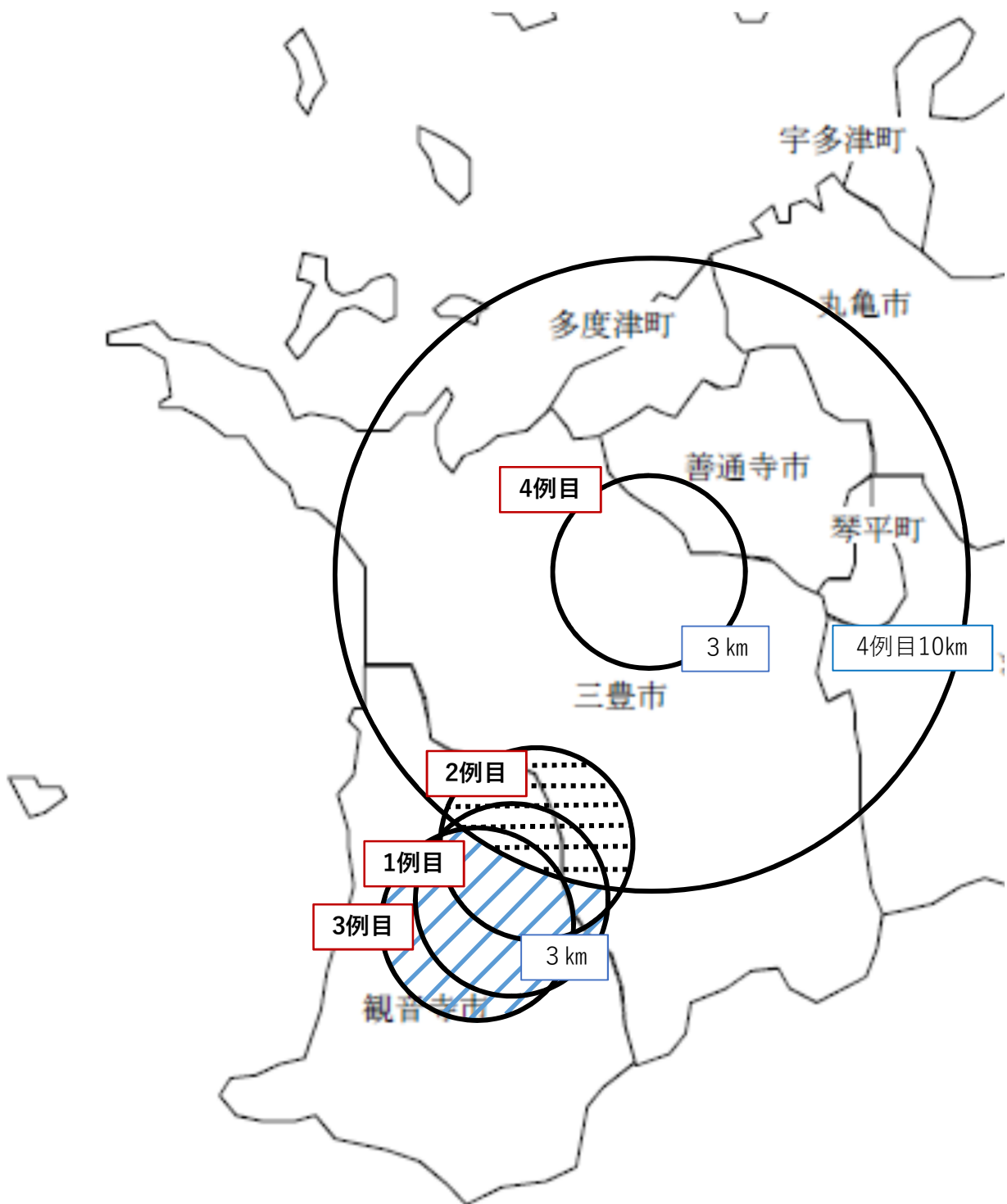
今後、4例目の移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、防疫措置が完了した12月15日(木)から10日が経過する12月26日(月)から清浄性確認検査及び養鶏場の消毒を実施し、陰性が確認されると、12月31日(土)午前0時(12月30日(金)24時)をもって、搬出制限区域を解除する見込みです。

さらに、防疫措置完了から21日が経過する令和5年1月6日(金)午前0時(1月5日(木)24時)をもって、移動制限区域を解除するとともに、消毒ポイントを廃止する見込みです。

4 その他

- (1) 日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

< 参考 >



斜線部分：1～3例目の移動制限区域を解除する部分

点線部分：移動制限区域（1～3例目）から搬出制限区域（4例目）に移行する部分